



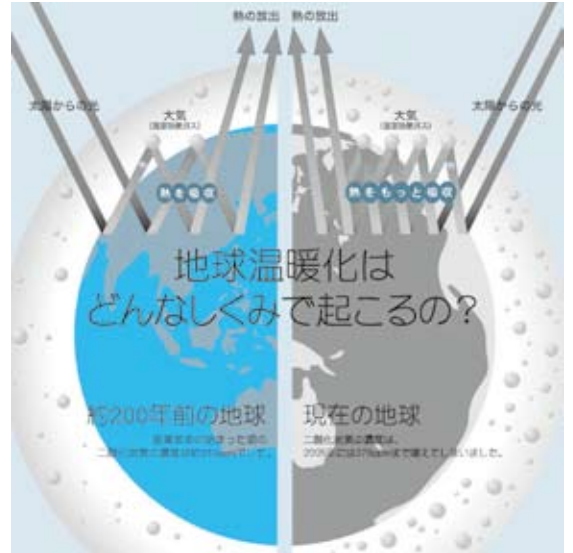
地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽から送られてくる熱（日射）と、その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。

地球を取り巻く大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表から宇宙に向かって放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約14℃に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴い、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に燃やすようになったため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急激に増加しました。現在では、温室効果ガスの人為的な排出量は自然の吸収量の約2倍に達し、大気中の温室効果ガスの濃度も産業革命以前の280ppm程度から、380ppm程度に上昇しています。その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が強まり、地球の気温が全体的に上昇しています。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。

温室効果ガスと地球温暖化のしくみ

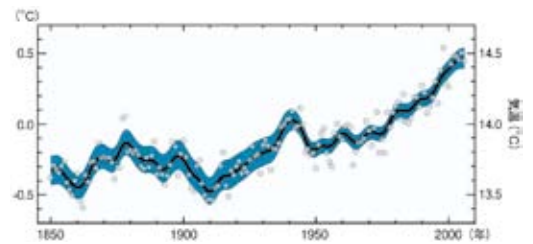


全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト(<http://www.jccca.org>)より

地球温暖化の影響

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が平成19年に発表した「第4次評価報告書」では、現在進行している地球温暖化は、18世紀半ばの産業革命以降の化石燃料の使用による二酸化炭素の排出、農業によるメタンや一酸化二窒素の排出など、私たち人類の活動が原因である可能性が非常に高いとしています。また、この地球温暖化の影響について、今世紀末までに地球の平均気温が最大で6.4℃上昇する可能性があり、これに伴い水資源や生態系、食料生産などへの悪影響、人間の健康被害など、広範な分野に影響が及ぶと予測しています。

世界平均気温の変化（1961～1990年との差）



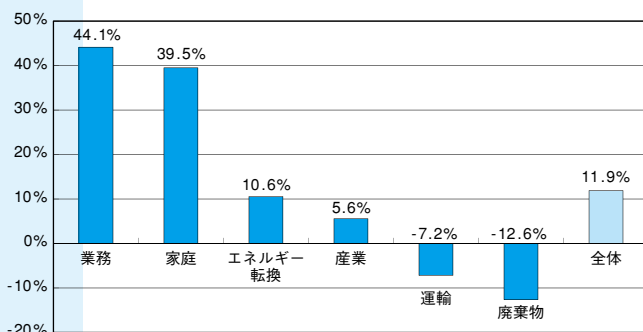
出所) IPCC第4次評価報告書2007

全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト(<http://www.jccca.org>)より

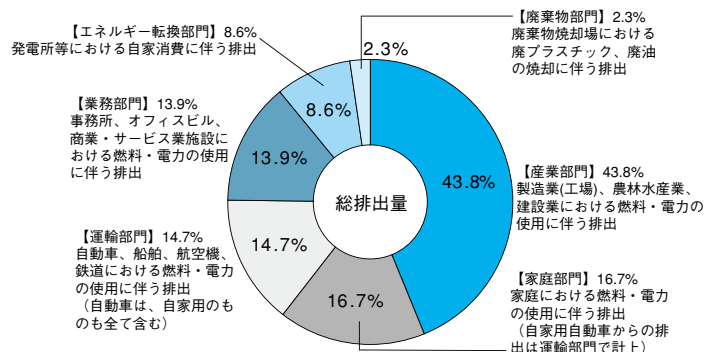
神奈川県の一酸化炭素排出量

2008年度（平成20年度）の県内の二酸化炭素排出量（速報値）は7,278万t-CO₂で、基準年（1990年（平成2年））と比較すると11.9%の増加となっています。また、部門別の構成比では、産業部門が43.8%と最も高くなっていますが、基準年（1990年（平成2年））からの伸び率では、業務部門と家庭部門が、それぞれ44.1%、39.5%と高い伸びを示しており、これらの部門における対策の強化が重要です。

二酸化炭素排出量（2008年度（平成20年度）速報値）の対1990年（平成2年）比部門別伸び率



二酸化炭素排出量（2008年度（平成20年度）速報値）の部門別構成比



地球温暖化対策の推進

県は、一層の温暖化対策の強化を図るため、平成21年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。同条例に基づき新たに「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定（平成22年3月）し、温室効果ガスの中期目標（2020年）を掲げるとともに、目標達成に向けた県の施策体系を定めました。

また、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針、目標を定めた「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定しました。

今後はこの条例と計画に基づき、計画的な地球温暖化対策に取り組んでいきます。

◆温暖化対策計画書制度の推進

県では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務づけ、それを県が公表する「温暖化対策計画書制度」を、平成22年4月1日から施行しています。

●事業活動温暖化対策計画書制度

原油換算エネルギー使用量が年間1,500kl以上又は100台以上の自動車を使用する事業者を対象としています。

※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。（フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。）

●建築物温暖化対策計画書制度

新築、改築又は増築に係る延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の新築等を行う建築主を対象として、計画書の提出に加えて、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務づけています。

●特定開発事業温暖化対策計画書制度

10,000㎡以上の区域において、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築を目的とする開発事業を対象としています。



◆住宅用太陽光発電設置への補助

家庭からの二酸化炭素排出量は、一世帯あたり平均で年間約5トンにもものぼり、約4割が電気の使用によるものですが、平均的な住宅用太陽光発電システムを導入すると、年間約1トンが削減できると言われています。

県では、二酸化炭素排出量が大幅に増加している家庭部門の温暖化対策として、平成21年度に、県内のすべての市町村と連携した住宅用太陽光発電の設置に対する補助制度を創設しました。すべての市町村で補助制度が整うのは全国初となります。平成21年度は、補助を受けて導入された設備のみで過去最高の3,358件（11,641kW）となっています。



太陽光発電

◆県施設への新エネルギーの導入

県自らも新エネルギーの率先導入に努めています。

平成21年度は、辻堂海浜公園、秦野戸川公園に太陽光発電設備を、芹沢配水池に小水力発電設備を導入するとともに、道志第2発電所放水路に小水力発電所（道志第4発電所）を建設しました。



秦野戸川公園に設置した太陽光発電装置
（屋根の上2箇所）

◆マイアジェンダ制度の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議*が推進する「新アジェンダ21かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録・公表することにより、社会全体に環境の「環(わ)」を広げていく「マイアジェンダ登録」を呼びかけています。平成21年度末の個人登録数は、76,745件に達し、平成22年6月には8万件を超える登録数となりました。

また、県では、各家庭において電気やガスなどの使用によって排出されるCO₂を把握し、分かりやすく「見える化」するため、インターネット上に環境家計簿「エコポ」を設け活用を促進しています。

※ かながわ地球環境保全推進会議

1993（平成5）年1月に策定された地球環境保全に向けた行動指針である「アジェンダ21かながわ」の推進母体として、県全体を活動対象とする県民の団体、企業の団体、県及び県内市町村を構成団体として設置。